区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1～7（略）	［略］	［略］	［略］
8	ホテル業（旅館業法においてホテル営業を行うものとしてとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等２人室以上の客室を含む）の合計の客室数が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業）	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量（単位　ギガジュール）を①から⑦の合計量（単位　ギガジュール）にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①宿泊・共用部門の面積（単位　平方メートル）に2.238を乗じた値 ②食堂・宴会場の面積（単位　平方メートル）に6.060を乗じた値 ③屋内駐車場の面積（単位　平方メートル）に0.831を乗じた値 ④収容人数（単位　人）に-48.241を乗じた値	0.723以下

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1～7［略］	［略］	［略］	［略］
［新規］			